

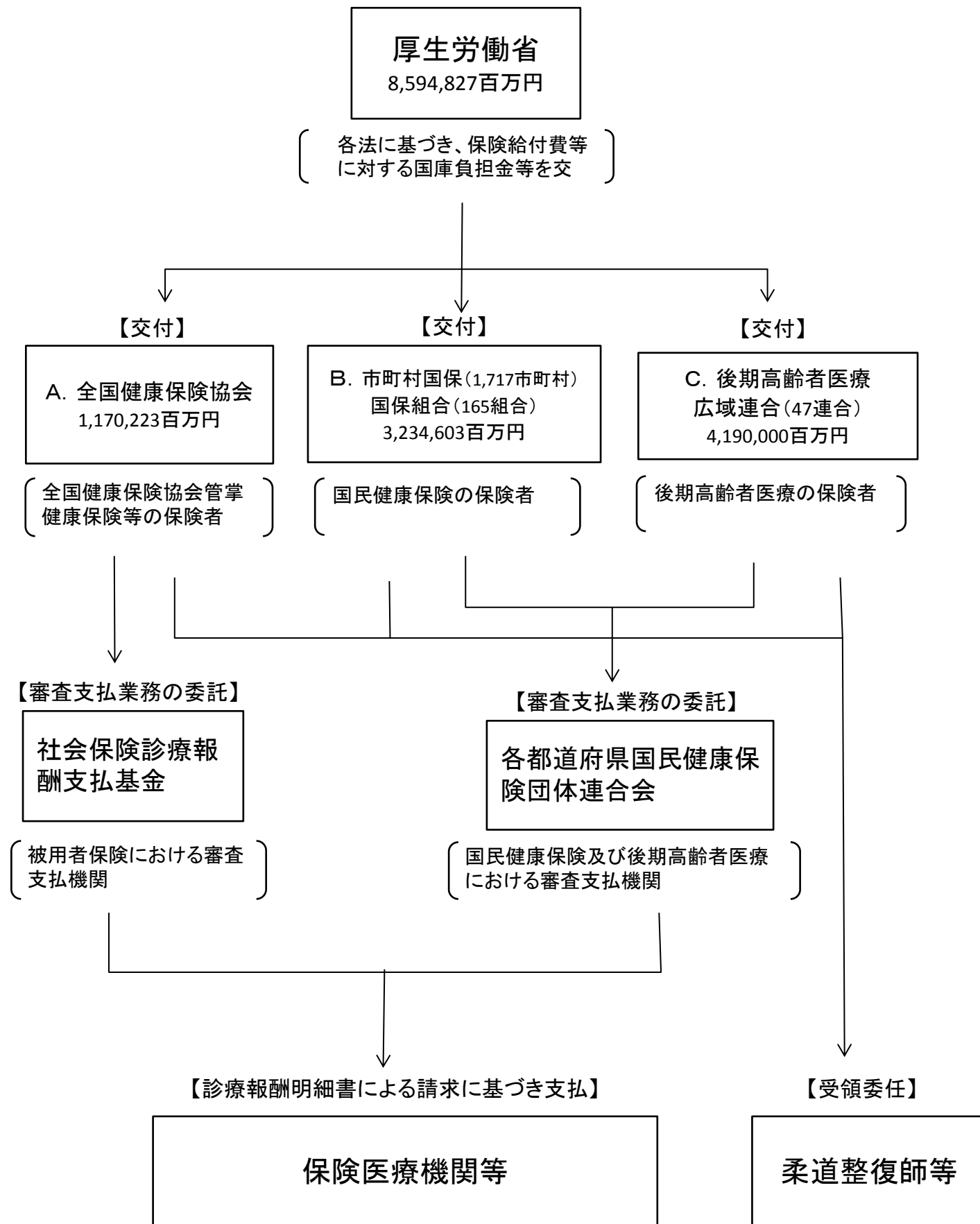
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	医療保険給付費国庫負担金等		担当部局庁	保険局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	大正15年度等		担当課室	保険課、高齢者医療課、国民健康保険課		鳥井陽一、横幕章人、中村博治		
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-9-1 適正かつ、安定的・効率的な医療保険制度を構築すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	健康保険法(73条、78条、151条、154条) 国民健康保険法(41条、45条の2、70条、72条、73条) 高齢者の医療の確保に関する法律(66条、72条、93条、95条)等		関係する計画、通知等	全国健康保険協会保険給付費等の国庫補助(負担)について等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	全国健康保険協会管掌健康保険(以下、「協会けんぽ」という。)、国民健康保険及び後期高齢者医療等の健全な運営を図るため、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、医療費等に要する費用の一部を負担する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合:協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12等)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	8,072,046	8,393,427	8,603,613	8,878,863	9,193,053	
		補正予算	6,992	5,822	△8,786			
		繰越し等						
	計	8,079,038	8,399,249	8,594,827	8,878,863	9,193,053		
	執行額	8,079,030	8,399,249	8,594,827				
執行率(%)	100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療等の健全な運営を図るため、法律等に基づき、医療費等に要する費用の一部を負担するものであり、成果として数値で定量的に示すことは困難。			-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療等の健全な運営を図るため、法律等に基づき、医療費等に要する費用の一部を負担するものであり、成果として数値で定量的に示すことは困難。			-	-	-	-	-
					(-)	(-)	(-)	
単位当たりコスト	(円/ )		算出根拠					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	協会けんぽ	1,209,409	1,235,132	自然増等				
	国民健康保険	3,232,958	3,314,692					
	後期高齢者医療	4,436,496	4,643,229					
計	8,878,863	9,193,053						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	医療保険制度の費用負担は法定事項であり、国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	医療保険制度の費用負担は法定事項であり、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	医療保険制度の費用負担は法定事項であり、優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	医療費等を支払う保険者へ交付していることから、中間段階での支出は合理的なものとなっている。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の使途は法定事項であり、真に必要なものに限定されている。		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	各法に基づく国庫負担であり、適切な予算の確保・執行が行われている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要正や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き事業内容や予算規模を維持すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	243	平成23年	217	平成24年	184

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.全国健康保険協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	社会保険診療報酬支払基金等	967,630			
後期高齢者医療費支援金等	社会保険診療報酬支払基金(医療保険者が負担する後期高齢者医療費の支援金等。社会保険診療報酬支払基金を経由して、後期高齢者医療広域連合等へ交付。)	202,593			
計		1,170,223	計		0
B.大阪市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	国民健康保険団体連合会	62,364			
後期高齢者医療費支援金等	社会保険診療報酬支払基金(医療保険者が負担する後期高齢者医療費の支援金等。社会保険診療報酬支払基金を経由して、後期高齢者医療広域連合等へ交付。)	16,051			
計		78,416	計		0
C.後期高齢者医療広域連合(東京)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	東京都広域連合	288,701			
計		288,701	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.全国健康保険協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	保険給付等に係る国庫負担	1,170,223		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.国民健康保険保険者

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	保険給付費等に係る国庫負担	78,416		
2	横浜市	保険給付費等に係る国庫負担	60,198		
3	札幌市	保険給付費等に係る国庫負担	46,869		
4	名古屋市	保険給付費等に係る国庫負担	42,396		
5	中央建設国民健康保険組合	保険給付費等に係る国庫負担	38,584		
6	福岡市	保険給付費等に係る国庫負担	36,567		
7	神戸市	保険給付費等に係る国庫負担	34,685		
8	仙台市	保険給付費等に係る国庫負担	33,642		
9	京都市	保険給付費等に係る国庫負担	32,598		
10	北九州市	保険給付費等に係る国庫負担	27,822		

C.後期高齢者広域連合

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	288,701		
2	大阪府広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	276,561		
3	北海道広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	250,572		
4	福岡県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	213,910		
5	愛知県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	196,293		
6	神奈川県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	188,396		
7	兵庫県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	186,151		
8	埼玉県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	158,271		
9	千葉県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	138,897		
10	広島県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	115,665		